

# Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

## 目標設定...!

### 【IGグループ岩永経世先生の“考える言葉”より】

『未来会計セミナー』のなかで、必ず紹介するフレーズがある。それは、「企業間の格差は、マネジメント力の差です。そして、その差は“目標設定”の良否で決まる」である。その根拠について、少し踏み込んで考えてみたい。

なぜ、“目標設定”は健全なマネジメント力を培うのに有効なのだろうか？小生は、次の3つの理由からその有効性を信じている。

第一の理由は、「選択と集中」である。明確な目標を設定すれば、思考と行動の枠組みができるので、より賢明な選択ができて、なすべきことに集中できる。“目標設定”が明確にできている人の行動にはブレがない。だから、日々のムードに流されることがなくなる。

第二の理由は、「機会（チャンス）への備え」ができることである。「チャンスの神には前髪しかない」という諺の通りである。多くの人たちが、備えを怠っているがためにチャンスを見逃しているのである。また、目標（思い）にはそれを達成するために必要な環境を引き寄せる力ある。

そして第三の理由は、「目的地に到達する道筋」を明らかにしてくれる。目標は、目的地に到達するためのプロセス管理に欠くことができないものである。日々の反省や検証の有意性は、“目標設定”が明確になされているからこそ、保持できるのである。

世の中には、多くの人生本が溢れている。言葉のニュアンスの違いはあるが、共通して触れてある内容に、人生の目的の特定と具体的な“目標設定”の重要性があると思う。なぜなら、「思考は現実化する」（ナポレオン・ヒル）という言葉があるが、まさに「人生は心一つの置き所である」（中村天風）。

稲森和夫さんの最近の著書『生きる力』の中でも、「人生を決めていくのは、心の中に抱く“思い”であると・・・。そして、「このことはこの世の真理である」と、自らの経験を踏まえ、確信をもって述べている。

このように考えると、“目標設定”の良否は、マネジメントの質に影響を与えることはもちろんのこと、一人ひとりの人生そのものに関わる極めて本質的な課題だと捉える必要があるだろう。

自らの思いを具現化するための唯一の手段が、“目標設定”である。「なぜ、その目標を掲げたのか？」「共感してもらいたい人は誰なのか？」「目標達成の手順は明確であるか？」「期限を決め、日々の行動に落とし込んでいるのか？」「達成した暁の自分はどうなっているのか？」・・・。思いが、信念と胆識となるまで考え抜こう。

.....

今年も残すところ一ヵ月半、私どもTEAMyoko-soも第6期中期5ヶ年計画の最終年となる来期の経営計画の詰めと、平成31年からスタートする第7期中期経営計画のビジョン明確化のために山本を中心にリーダー合宿が繰り返されています。

来期はいよいよ創業30周年。次のステージを目指すための内部環境が整いつつあります。もう一度、私たちTEAMyoko-soが目指す「ミッション（使命、社会に対して担う役割）」を確認して、そのミッションから逆算した5年後の「ビジョン（あるべき姿・ありたい姿）」を明確にして、現状とのギャップを課題化しプライオリティをつけて目標設定を明確にして、経営計画に落とし込みたいと思います。

## ◆生前贈与の基礎について(暦年贈与と相続時精算課税)

今年も残り1ヶ月あまりとなり、年末の忙しい時期となりました。普段何気なく「生前贈与」という言葉が使われていますが、税務上「生前贈与」の方法は複数の方法が存在します。なかには暦年で非課税枠が決まっているため、これから年末までの約1ヶ月で税負担なく贈与することも可能となる方法も存在します。今回は生前贈与の基礎として、普段利用される2つの方法についてお伝えいたします。

### ●非課税枠110万円の「暦年贈与」

暦年贈与とは、暦年(1月1日から12月31日)中に贈与された財産合計額を元に贈与税額を計算する方法となります。よく周知されていますが暦年で110万円の非課税枠があり、その枠内での贈与であれば税負担なしで贈与することが可能となります。ここで注意すべきが、暦年110万円の非課税枠は受贈者(贈与を受ける者)側に設定されている枠のため、たとえば父母それぞれから100万円ずつ贈与された場合には、合計200万円の贈与を受けたとして、贈与税の申告納付が必要となります。

具体的な計算方法 贈与税額： $(200万円 - 110万円) \times 10\%$  (※) = 9万円

※税率は超過累進税率となり贈与財産が増えるほど税率は上がっていきます(最高税率は55%)。平成27年税制改正により、一定の親族間の贈与の場合には特例税率(税率の段階が緩やか)により計算することが可能となりました。

### ●相続のときに精算が必要な「相続時精算課税制度」

「相続時精算課税制度」とは、暦年中に贈与された財産合計額を元に贈与税額を計算することは暦年贈与と同様ですが、大きな違いは非課税枠が生涯で2,500万円受贈者に設定されていること、税率が非課税枠2,500万円を超えた価額に対して、一律20%であることです。さらに贈与者に相続が発生した場合にはこの制度を利用して贈与した財産を相続財産に贈与時の価額で戻して相続税額を計算し、贈与時に納付した贈与税を精算する方法となります。メリット・デメリットを簡単にまとめると以下の通りとなります。

#### (1) メリット

- ・ 2,500万円の非課税枠が利用できるため、早期に多額の財産を贈与することが可能
- ・ 収益不動産を贈与すれば、次世代に収益を移転することが可能
- ・ 将来値上がりする可能性のある財産を贈与すれば、今時点(贈与時)の低い価額で固定することができ、相続の精算時において相続税の負担を軽減することが可能

#### (2) デメリット

- ・ 相続時精算課税を1度選択した場合には、暦年贈与に変更することはできない
- ・ 将来値下がりする可能性のある財産を贈与した場合、今時点(贈与時)の高い価額で固定されてしまうため、相続の精算時において相続税の負担が増加する可能性がある
- ・ 相続の精算時において、税制上優遇されている規定を適用できない場合がある(小規模宅地の特例等)
- ・ 贈与の都度、申告手続きが必要となりコストの発生や手続きの煩雑さが生じる

### ●事前の財産承継のイメージを明確に!

「生前贈与」の基本的な2つの方法について、メリット・デメリットを中心にご紹介いたしました。各方法の特徴を踏まえたうえで、安易に贈与時の一時的な税負担の大小だけで判断するのではなく、相続時の税負担、贈与する側の思いなど将来の財産承継をイメージし、すべてを総合して最適な方法を選択していただくことをお勧めいたします。生前贈与の方法はこれらの方法以外にも特例の位置づけで、適用ができる制度もございます。生前贈与をお考えの際には、まずは弊社担当者へお声がけください。理想とする承継プランと一緒に共有させていただいたうえで、最適な方法をご提案させていただきます。

## ★ 金融レポート第5弾！

今月は2018年から始まる積み立て型の小額投資非課税制度「つみたてNISA」についてレポートをお送りいたします。つみたてNISAの非課税枠は年間40万円と現行のNISAの120万円より小さいですが、運用益の非課税期間は20年間と長く、資産形成に向けた制度と言えます。

つみたてNISAの具体的な仕組みや手続きに関してレポートします。

### ● つみたてNISAの心得

まず現行NISAから変更したい場合の手続きです。2つのNISAは同じ年に併用できず、年毎にどちらかを選びます。例えば年初にどちらかのNISA口座で買い付けをすると、その年はもう一方は選べなくなります。現行NISAで自動積み立てなどをされている方が来年はつみたてNISAを選びたい場合は、年内に手続きを済ませておくのが安心です。

### ● 投資対象と手法

次に投資対象と手法です。つみたてNISAの対象は金融庁が長期の資産運用に適すると判断した114本（10月13日時点）の投資信託になります。金融機関により取り扱う投信は数本から100本超と大差があります。自分で選んだ金融機関で「〇〇投信を毎月3万3,000円」などと契約をします。

年間40万円の範囲内で複数の投信を選ぶことができ、途中で変更をすることもできます。

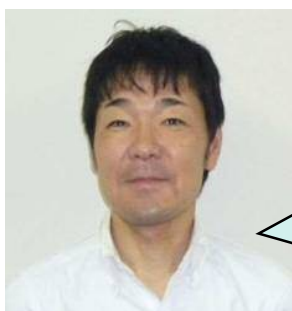
月々の積立金額の上限と下限は金融機関で異なりますが、年の途中での金額変更も通常は可能です。ボーナス時に積立金額を増やせる金融機関であれば、「月3万円、年2回のボーナス時に2万円上積み」などとしておけば40万円の枠をフルに使うことができます。

### ● 資産の移管には注意を！

では、現行のNISAで運用している方が2018年につみたてNISAに切り替えると、現行NISAの資産はどうなるのでしょうか。売却をしたり課税口座に移したりしなければならぬと心配される方もいると思いますが、投資した年から5年間はそのまま非課税で保有することができます。

ただ、つみたてNISAへの切り替えには注意が必要です。現行NISAにしかなく、5年間の非課税期間が終わっても資産を移して非課税のまま持ち続けられる「ロールオーバー（資産の移管）」が使えなくなる点です。移管は現行NISAの口座が評価損の場合に、非課税期間を延長して成績の回復を待ちたいときなどに使えます。NISA口座で損失がでると、課税口座との損益通算ができないことから、税金面で不利になることがあります。

税制改正で非課税期間終了時の移管は19年以降、年間120万円の枠が撤廃され、全額移せるようになりました。一度、つみたてNISAを選んでも移管はできますが、現行NISAの口座で金融機関も同じことが条件となります。2018年に違う金融機関でつみたてNISAを始めた方が現行NISAの資産を移管したい場合は2019年度分を再び以前と同じ金融機関に戻したうえで現行NISAに切り替える必要があります。移管をすることはできますが、かなり手間がかかることとなるため、現行NISAの大きな非課税枠や移管の利点を維持したい方は、慌ててつみたてNISAに切り替えないことも選択肢と言えるでしょう。



### （株）横浜総合フィナンシャルの西尾です！

移管の仕組みはかなり複雑です。2018年から新規に始めて年間投資額が40万円におさまる方は、シンプルにつみたてNISA検討して見るのも良いのではないのでしょうか。慌てないで2つのNISAの特徴を比較しご自身の投資スタイルに合ったNISAをお選び下さい。

# 今月の yoko-so



社内報第4号をお届けいたします。今月は内定式が行われました。内定者の3名とは採用に関わった社員以外はこの日が初対面となりました。フレッシュな内定者と横総の内定式の様子をご紹介します。

## 今月のトピックス



## 内定式



横総一同、一緒に働く日を楽しみにしていま〜す

11月7日に2018年4月入社予定の内定者3名の内定式を弊社セミナールームにて行いました。今年の内定式は今年4月に入った新入社員が企画に挑戦させていただきました！来年入ってくるかわいい後輩達のため何度もミーティングを繰り返し、当日を迎えました。内定式では初々しい内定者の姿に先輩社員たちも数年〜十年前の若かりし頃の自分を重ね合わせ、ジーンと来ていました。初の試みの部署紹介では各部署それぞれ動画を使ったり体を使ったりして内定者に自部署の魅力在必死にアピール。笑いあり、シリアスありの横総らしい素敵な式になりました。内定者の皆さん、横総一同フレッシュなみなさんの入社を首を長くしてお待ちしております！



## スタッフ紹介

### 水島くん

入社2年目 Team業務支援  
5月27日生 O型 平塚市出身

自分の内定式から早くも2年。  
まだまだフレッシュさ全開(?)  
ですが、これから増える後輩達の  
憧れの先輩目指して頑張ります!!

## 次号予告

来月12/3(日)~4(月)で社員一同楽しみにしている社員旅行があります!!  
(大変ご迷惑をおかけしますが、4(月)は営業をお休みいたします。)  
今年の行き先は松山。来島海峡クルーズ、うどん・ピザ作り体験と、「どきどきわくわく」が盛りだくさんの旅行になりそうです。夜は道後温泉で忘年会を兼ねた大宴会。年々ハードルが上がり続ける余興の様子は来月号でお届けします!!

## 今月の一言…“良薬は口に苦し”

人の能力の差は優先順位をつける能力で表わされる。

(アチーブメント倶 青木仁志)

自分に与えられた限りある時間（人生）をどう有意義に使うかの一番の根っ子は「優先順位」です。時を大切にすることは命を大切にすること。「今、自分のしていることが目標達成に役立っているか？」・・・常に自分に問い続ける命題ですね。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言… (v o l . 1 1 5)

★ 先日、台風21号が猛威を振るう中、息子の学校の文化祭に行ってきました。激しい風雨の中、一生懸命学校見学の小学生に自分の学校を案内し、学校生活の楽しさや素晴らしさを説明している姿を見て目頭が熱くなりました。年齢を重ねる度に何か「熱いもの」をどこかに置いてきてしまったような感覚に陥りました。早いもので今年も残り1ヶ月半です。子ども達から貰った熱い思いを私の中にも燃え上がらせて、残りを仕上げ来期に向かいたいと思います。 (NISHIO)

★ 横総では来期計画を立てる際に「幹部合宿」を行います。主要方針、重点課題をより深く理解し、お互いの役割を確認することが目的です。今回は話し合いの中で未来像が幹部間でカッチリ合っていないと気づき「5年後の横総」をすりあわせることにしました。「幹部が描けない未来なんて事務所の誰も描けないですよ」！…これから年末までの間、何回かに分けてじっくりと話し合っていきます。真剣に話し合える仲間がいることに誇りを感じ感謝しながら。全員が納得するまで話し合っ進みたいと思います。(YAMAMOTO)

★ 先日、お客様から緊急の経営会議を開きたいとのご要望があり、同席させて頂きました。会議の議題は、20年後の業界動向を見据えた、新規事業参入への決断です。業界ではトップクラスの会社ですが、数年先に起こるであろう外部環境の変化に社長は危機感を持ち、新たな道を模索するため役員を集めて検討する場となりました。未来を見て経営をすと言葉では簡単に言えますが、本気で数十年先の未来を考える会社がどれだけ存在しているのか…。未来を考える会社を増やすため精進したいと思います！ (TOCHIKURA)

★ 6年ぶりに小学校の同窓会がありました。母校、横浜国大の附属小学校は小中一貫教育校だったのでほとんど全員が9年間を一緒に過ごした仲間です。6年前は55歳、男性は働き盛りでちょっと疲れ気味、女性は子育ても終わり元気一杯の頃でしたが、…今回は全員が還暦、白髪と皺が増えて、定年を迎えて話題はお決まりの「年金、病気に孫の話し」。NHKのアナウンサー、上場企業の社長、東大の教授、大病院の医長、弁護士、公務員、高校教諭、材木屋に電気屋にサラリーマン…と仕事はそれぞれですが、時を越えて一瞬で昔に戻れるのが不思議です。女の子に「ねえ、いずへい(泉平が子供の頃のあだ名)」と呼ばれて何の違和感もなく振り向ける自分に笑ってしまいます(笑)。仕事とは「事に仕える」と書きますがそれぞれが自分の道を歩いてきたのだな～と感じます。そして使命とは「命を削って(使って)目指すもの」、定年を迎えてある意味で自由になった残された時間を、何を目指してどう生き抜くのか？それを考える時期が来ているように感じます。まだまだ老けるのは早いです。これからが本番ですね！ (IZUMI)



## **TEAM yoko-so**

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

### セミナーのご案内

※関与先値引き有り

#### ★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

**自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！**

日時：平成29年12月12日(火)20(水)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込（お二人迄参加可）

#### ★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー ※※※年間会員募集中※※※

**第83回「右腕・左腕・後継者の育て方！」**

講師：税理士法人横浜総合事務所 代表社員 山本 歩美

日時：平成29年12月14日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

### ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、社会保険労務士法人エール

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人フードアカウンティング協会

(株)パワーズアンリミテッド、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕関内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります